

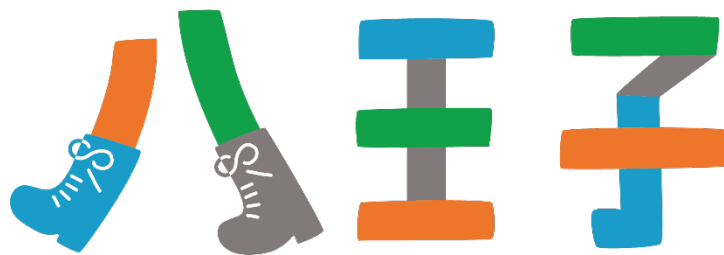
住所変更手続きについて

換地処分公告の翌日から

住所が変わります

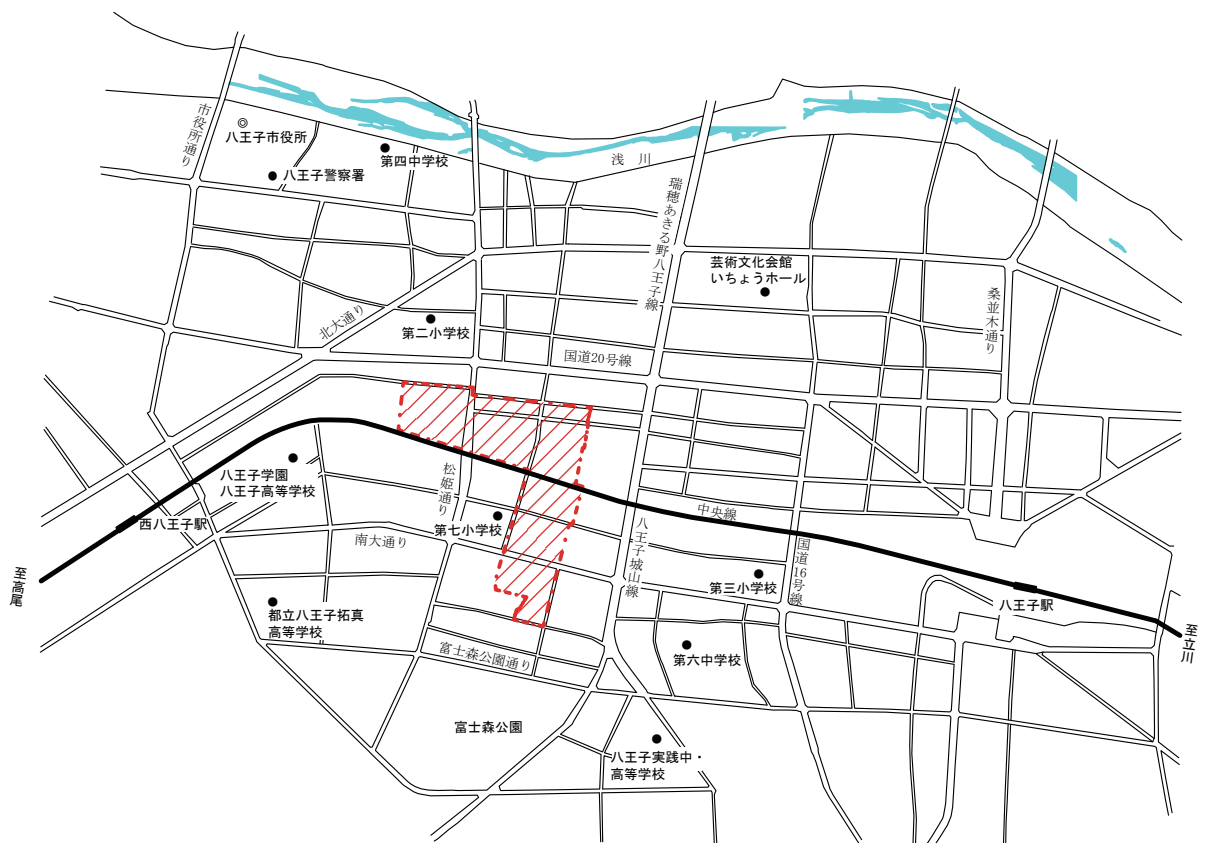
※換地処分公告日は住所変更通知書をご確認ください

あなたのみちを、
あるけるまち。



八王子市

実施区域図



 実施区域

はじめに

上野第二地区土地区画整理事業は、換地処分公告をもって事業の完了を迎え、換地処分公告の翌日より、新しい地番表示に変更されます。

上野町・小門町の土地区画整理事業区域では、地番と住所が同じ地域となるため、地番が変更することに伴い、換地処分公告の翌日より住所が変わります。

この手引きでは、住所を変更するにあたり、各種手続きについてご案内いたします。手引きに記載されている手続き以外にも住所変更手続きが必要な場合がありますので、ご自身が契約している各種機関等に直接ご確認のうえ、所定の手続をお願いいたします。

※住所変更の各種手続きは、換地処分公告の翌日以降に行ってください

目次

☐ 今回お届けしたもの……………	1 ページ
☐ 手続きが不要なもの……………	2 ページ
☐ 手続きが必要なもの……………	4 ページ
☐ 住所変更証明書について……………	11 ページ
☐ 不動産登記について……………	12 ページ
☐ 連絡用通信はがきについて……………	17 ページ
☐ お問い合わせ先……………	18 ページ

今回お届けしたもの

住所変更手続きについて	こちらの冊子です。 どのような手続きが必要になるのかについてご案内しております。
住所変更通知書 (1世帯1枚)	あなたの新しい住所が記載されています。 ※換地処分公告の翌日以降は、新しい住所をお使いください。
住所変更証明書 (1人2枚)	変更前、変更後の住所が記載されています。区画整理に伴う住所変更を証明する書類です。各種住所変更の手続きに使用できます。 ※換地処分公告の翌日以降ご利用ください。
新地番案内図	新しい地番等を表した地図です。
連絡用通信はがき (1世帯50枚)	新しい住所をご友人やご親戚などにお知らせするためのはがきです。切手を貼らずに差し出すことができます。 詳しくは17ページをご覧ください。
登記申請用紙と継続用紙 (各1枚)	不動産を所有している方が住所変更の登記申請をするための用紙です。 詳しくは12ページをご覧ください。
マイナンバーカードの住所変更	マイナンバーカードの住所変更手続きについて詳しく記載されております。

手 続 が 不 要 な も の (市役所、法務局(登記所)が変更する主なもの)

八王子市や法務局などが職権で変更するため、皆様ご自身の手続きが**不要**となる主なものです。
換地処分公告の翌日に変更されます。

種類		説明
法 務 局	土地・建物登記簿 (表題部のみ)	法務局が、新しい地番・地積・地目等を書き換えます。 ※権利者(権利部)の住所変更については、ご自身での手続きが必要です。(4 ページ参照) 問合せ先:東京法務局 八王子支局 042-631-1377
市 民 課	戸籍簿	地区内の対象地番に本籍を置いている方について、市が新しい本籍地番に変更します。 変更となる方には、変更通知書が送付されます。 問合せ先:市民課 戸籍担当 042-620-7233
	住民基本台帳	市が新しい住所に変更します。
	印鑑登録証	問合せ先:市民課 窓口・郵送担当 042-620-7232
介 護 保 険 課	介護保険被保険者証	新しい証を送付します。
	介護保険負担割合証	(古い証は、新しい証に同封されている封筒でご返却ください) 問合せ先:介護保険課 042-620-7415
保 険 年 金 課	国民健康保険被保険者証	新しい証を送付します。
	高齢受給者証	(古い証は、新しい証に同封されている封筒でご返却ください) 問合せ先:保険年金課 資格課税担当 042-620-7236
	国民健康保険限度額適用標準負担額減額認定証	新しい証を送付します。
	国保受給者証(精神通院)	(古い証は、新しい証に同封されている封筒でご返却ください) 問合せ先:保険年金課 給付担当 042-620-7235
	後期高齢者医療被保険者証	新しい証を送付します。
	後期高齢者医療限度額適用認定証	(古い証は、新しい証に同封されている封筒でご返却ください)
	後期高齢者医療特定疾病療養受療証	問合せ先:保険年金課 後期高齢者医療担当 042-620-7364
年 金	国民年金第1号被保険者 (自営業、学生、無職などで、年金を受給していない方)	市が新しい住所に変更します。 ※日本年金機構にマイナンバーが登録されていない方は届出が必要です。(6 ページ参照) ※第2号・第3号被保険者は、勤務先に届出が必要です。
	年金受給者	日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、変更します。 ※登録されていない方は、届出が必要です。(6 ページ参照) 問合せ先:日本年金機構 八王子年金事務所 042-626-3511

種類		説明
子育て支援課	乳幼児医療証	市が新しい住所に変更します。 医療証はご自分で住所を訂正し、そのままお使いになれます。新しい医療証をご希望の方は、子育て支援課へご連絡ください。 問合せ先:子育て支援課 手当・医療証担当 042-620-7368
	義務教育就学児医療証	
	高校生等医療証	
	ひとり親家庭医療証	
	児童手当	市が新しい住所に変更します。 問合せ先:子育て支援課 手当・医療証担当 042-620-7368
	児童育成手当	
	児童扶養手当	新しい証を送付します。(古い証は、新しい証に同封されている封筒でご返却ください) 問合せ先:子育て支援課 手当・医療証担当 042-620-7368
保育幼稚園課	保育園・幼稚園等の在籍・認定情報	市が新しい住所に変更します。 (在籍施設には、ご自身で連絡してください) 問合せ先:保育幼稚園課 入所担当 042-620-7369
障害者福祉課	障害福祉サービス受給者証	新しい受給者証を送付します。 (古い受給者証は、新しい受給者証が届いてからご来庁時に返却してください。 問合せ先:障害者福祉課 042-620-7367 問合せ先:障害者福祉課 042-620-7366
	児童通所受給者証	
	地域生活支援事業等受給者証	
	緊急時通学支援事業受給者証	
	自立支援医療(更生医療)	
保健所	食品等事業者の登録台帳	市が新しい住所に変更します。 問合せ先:生活衛生課食品衛生担当 042-645-5115
	診療所、施術所等の医事台帳 薬局等の薬事台帳	市が新しい住所に変更します。 問合せ先:生活衛生課 医薬指導担当 042-645-5114
	理容所・美容所・公衆浴場等の登録台帳	市が新しい住所に変更します。 問合せ先:生活衛生課 環境衛生担当 042-645-5142
	犬の登録台帳	市が新しい住所に変更します。 問合せ先:生活衛生課 動物衛生担当 042-645-5113
その他	原動機付自転車等標識交付証明書	市が新しい住所に変更します。 問合せ先:住民税課 軽自動車税担当 042-620-7353
	市霊園使用者管理	市が新しい住所に変更します。 問合せ先:斎場霊園事務所 042-664-5973
公共料金	東京電力、東京水道局、東京ガス、NTT(固定電話、ひかり回線)、郵便局	市から各機関に住所変更の通知をします。 ※変更初月は旧住所の記載となる可能性があります。

手 続 が 必 要 な も の (本人が変更するもの)

換地処分公告の翌日以降、皆様ご自身で手続きが必要となる主なものです。
大変お手数ですが、それぞれ住所変更の手続きをお願いいたします。

一覧に記載してある「住所変更証明書」とは、区画整理に伴う住所、本籍の変更を証明する書類です。同封した枚数より必要な場合は、八王子市役所市民課またはお近くの市民部各事務所(八王子駅南口総合事務所等)へお越しになり、窓口で「証明願」を提出していただければ、無料で交付されます。取得枚数に制限はありません。

法 務 局 関 係

種類	必要な書類 持参するもの	手続きの期限	申請・届出先 問い合わせ先
土地登記簿、建物登記簿(所有者の住所変更)	・住所変更証明書 ※1 ・登記申請書 ・印鑑(認印でも可) ・委任状(委任する場合)	不動産登記法の改正により、住所等の変更登記の申請は令和8年4月1日に義務化されます。 (詳細は法務局にお問い合わせください)	東京法務局 八王子支局 042-631-1377
商業、法人登記 (会社の本店又は法人の主たる事務所の変更、その代表者の住所変更(有限会社については取締役の住所変更))	・所在地変更証明書 ※2 ・登記申請書 ・法務局に届けている印鑑(法人代表印) ・委任状(委任する場合)	変更が生じた日 (換地処分公告の日) から2週間以内	

※1 登記簿に記載の住所が住所変更証明書の変更前住所と異なる場合には、他に変遷がわかる書類(住民票等)が別途必要となります。

※2 所在地変更証明書は、換地処分公告後に区画整理課より送付いたします。

マイナンバーカード等

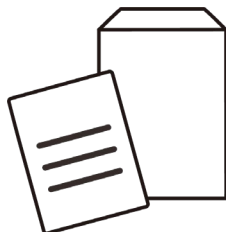
種類	必要な書類 持参するもの	手続き の期限	申請・届出先 問い合わせ先
住民基本台帳カード (顔写真付きのものに限る)	・ 住民基本台帳カード 注) 交付時に設定した 4 桁の 暗証番号が必要です。※1 ・ 代理人が申請する場合 ※2	速 や か に	・ 市民課 窓口・郵送担当 042-620-7232 ・ 八王子駅南口総合 事務所 042-620-1150 ・ 市民部各事務所
マイナンバーカード	・ マイナンバーカード ・ 設定している暗証番号 ※3 【代理人が申請する場合】 代理人の要件となる事由によって必 要なものが異なります。詳しくは同封 の案内をご覧ください。		
在留カード	在留カード ・ 裏面に新しい住所を記載します。	必 要 な 時 に	
特別永住者証明書	特別永住者証明書 ・ 裏面に新しい住所を記載します。		

※1 暗証番号が不明な場合、ご本人の来庁のみ、すぐに暗証番号の再設定ができます。

※2 同一世帯以外の代理人が申請する場合は、代理人の本人確認資料等が必要となります。
(代理人要件あり)

※3 4 桁の暗証番号 ⇒ どちらでも必ず必要です。

6 桁以上の暗証番号 ⇒ 設定している方は必要です。



マイナンバーカードの住所変更手続きについ
ては、同封の案内をご覧ください。

年 金

種類	必要な書類 持参するもの	手続き の期限	申請・届出先 問い合わせ先
第1号被保険者 自営業、学生、無職の方 などで、日本年金機構に マイナンバーが登録さ れていない方	市役所、または年金事務所に届出し てください	速 や か に	保険年金課 国民年金担当 042-620-7238 日本年金機構 八王子年金事務所 042-626-3511
第2号被保険者 厚生年金に加入している 会社員や公務員などで 70 歳未満の方	勤務先に届出してください		各勤務先
第3号被保険者 第2号被保険者に扶養さ れている配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の方			
年金受給者 年金を受給している方 で、日本年金機構にマイ ナンバーが登録されて いない方	・ 年金受給権者 住所変更届 ・ 居所登録届		日本年金機構 八王子年金事務所 042-626-3511

日本年金機構にマイナンバーが登録されているかの確認は、年金事務所へお問い合わせください。

医 療 等

種類	必要な書類 持参するもの	手続き の期限	申請・届出先 問い合わせ先
育成医療の給付	・ 自立支援医療(育成医療)受給者 証等記載事項変更届	速 や か に	保健対策課 (八王子市保健所) 042-645-5162 養育医療の給付のみ、各 保健福祉センターでも受付
養育医療の給付	・ 変更届		
小児慢性特定疾病の 医療費助成	・ 変更届		
難病の医療費の助成	・ 特定医療費支給認定内容変更届 (スモン、プリオン病、劇症肝炎、重症急性膵 炎、重症多形滲出性紅斑、先天性血液凝固 因子欠乏症、人工透析を必要とする腎不全 の方は、変更届) ・ 住所変更証明書		保健対策課 (八王子市保健所) 042-645-5162 【書類配布のみ】 健康医療政策課
B 型・C 型ウィルス肝 炎治療医療費助成	・ 変更届 ・ 住所変更証明書		保健対策課 (八王子市保健所) 042-645-5162 【書類配布のみ】 健康医療政策課
肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業			
大気汚染医療費助成	・ 変更届		

福祉等

種類	必要な書類 持参するもの	手続き の期限	申請・届出先 問い合わせ先
精神障害者保健福祉手帳	・精神障害者保健福祉手帳	提出期限はありませんがなるべくお早めに	障害者福祉課 042-620-7245
心身障害者医療費助成受給者証	・再交付申請書 ・代理人が申請する場合 ※1		
自立支援医療費(精神通院)	・自立支援医療受給者証(精神病院) ・住所変更後の国民健康保険証(持参の方) ・マイナンバーカード(お持ちの方のみ) ・代理人が申請する場合 ※2		
特別児童扶養手当	・氏名、住所、在留期間等変更届 ・特別児童扶養手当証書		
身体障害者手帳	・身体障害者手帳 ・代理人が申請する場合 ※2		
愛の手帳(東京都療育手帳)	・愛の手帳(東京都療育手帳) ・代理人が申請する場合 ※2		
身体障害者及び知的障害者グループホーム家賃助成	・口座番号のわかるもの ・印鑑		障害者福祉課 042-620-7366
在宅緊急一時保護(介護人として登録されている方のみ)	・口座番号のわかるもの ・印鑑		

※1 必要な書類に加えて、代理人の印鑑

※2 必要な書類に加えて、窓口に来られる方の写真付きの本人確認書類(運転免許証等)

自動車関係

種類	必要な書類 持参するもの	手続き の期限	申請・届出先 問い合わせ先
自動車運転免許証	【住所】 ・免許証 ・新住所の確認できる書類 消印付郵便物、マイナンバーカード(新住所が記載されているもの)、住民票(マイナンバーが記載されていないもの)、住所変更証明書、新住所の健康保険証、住所の確認できる公共料金の領収書(領収印付き)、在留カードなど 【本籍】 ・免許証 ・本籍変更証明書 ※1	お早めに	・都内全警察署 ・運転免許更新センター ・運転免許試験場
・自動車 (軽自動車を除く) ・250ccを超える二輪車	・自動車検査証(原本) ・住所変更証明書(コピー可) ・代理人が申請する場合 ※2	必要ときに(車検の更新時でも可)	関東運輸局 東京運輸支局 八王子自動車検査登録事務所 050-5540-2034
軽自動車			軽自動車検査協会 東京主管事務所 八王子支所 050-3816-3103
軽二輪 (125ccを超え 250cc 以下)	・軽自動車届出済証(原本) ・住所変更証明書(コピー可) ・代理人が申請する場合 ※2		関東運輸局 東京運輸支局 八王子自動車検査登録事務所 050-5540-2034

※1 本籍が変更になった方には、本籍変更通知書と一緒に「本籍変更証明書」を郵送します。

※2 必要な書類に加えて、委任状

そ の 他

種類	必要な書類 持参するもの	申請・届出先 問い合わせ先
八王子学園都市大学登録証	・ 八王子学園都市大学受講登録証 ・ 本人確認資料 ※手続きは、必要な時に申請してください。	八王子学園都市大学 事務局 042-646-5621
各種免許、許可、認可、登録	各 関 係 機 関 に お 問 合 せ く だ さ い	
銀行、保険会社、証券会社		
お勤めの会社や大学		
携帯電話やケーブルテレビ、 プロバイダー など		

市から住所変更について連絡する行政機関等は以下のとおりです。

東京法務局八王子支局、警視庁八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署、東京消防庁八王子消防署、東京国税局八王子税務署、東京都主税局、八王子都税事務所、八王子公共職業安定所、東京地方裁判所、東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所、八王子市保健所、日本郵便株式会社、ヤマト運輸株式会社、佐川急便株式会社、福山通運株式会社、西濃運輸株式会社 など

住所変更の証明書について

住所変更等の各種手続きに必要な住所変更証明書を同封しております。

本籍が変更になった方には、本籍変更通知書と一緒に「本籍変更証明書」を郵送します。

枚数が不足する場合や、他の証明書が必要な場合は、換地処分公告の翌日以降、下記の証明書を無料で発行します。

証明書の種類	発行
住所(本籍)変更証明書	市民部市民課・各事務所
地番変更証明書	区画整理課
法人の所在地変更証明書	

住所(本籍)変更証明書の証明願は、窓口にて備え付けてある他、ホームページからもダウンロードできます。

住所(本籍)変更証明書の記入例

証 明 願			
証明したい人の名前	子市長 あて	名	本郷 花子
		筆 頭 者	本郷 太郎
証明書に記載する項目に○	住 所 (住所の表示)	実施前	八王子市 上野町 135 番地 2
		実施後	八王子市 上野町 180 番地 10
	本 籍 (本籍の表示)	実施前	八王子市 上野町 135 番地 2
		実施後	八王子市 上野町 180 番地 10
上記のとおり(住所・本籍)の表示が、変更されたことを証明願います。 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 申請者 住 所 八王子市上野町 180 番地 10 氏 名 本郷 太郎 必要証明書通数 5 通			

本籍を記載する場合は、筆頭者名

提出する年月日

必要枚数

不動産登記について

1. 不動産の登記について

住所変更に伴い、登記名義人住所の変更登記をする必要があります。登記名義人の住所欄は、職権では変更できない事項になっておりますので、手続きを行っていただくことになります。

2. 不動産の登記名義人住所の変更登記について

<法務局が修正する部分>

土地・建物登記記録の表題部の所在・地番及び家屋番号は、それぞれ土地・建物のある場所を表すもので、地番が変わったときは、法務局が新しい地番に書き替えます。

東京都~~八王子市上野町 135-2~~ **八王子市上野町 180-10** (土地の例)

①表 題 部 (土地の表示)		調製		不動産番号	1234567890123
地図番号		筆界特定			
所 在	八王子市上野町				
地 番	地 目	地 積 m ²		原因及びその日付 [登記の日付]	
135番2	宅 地	150	00	135番1から分筆 [昭和55年5月5日]	
180番10				①令和○年○月○日地番変更 [令和○年○月○日]	

<皆様の変更手続きが必要な部分>

土地・建物登記記録の権利部「権利者その他の事項」の所有者住所については、本人が申請するまで変わりません。速やかに申請手続きを行うことをお勧めします。

②権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年5月5日 第00000号	原因 昭和55年5月1日売買 所有者 八王子市上野町○○○番地の○ 本郷太郎 順位○番の登記を移記

3. 登記申請書の作成に際して 次のページ以降の記載例をご参照ください。

- ・ 土地と建物が同一の名義人の場合は、同時に申請することが可能です。
- ・ 登記申請書の用紙は、各世帯に1枚お配りしております。また、八王子市ホームページや法務局ホームページからダウンロードできます。
- ・ 名詞以外の数字は「アラビア数字(0123456789)」で記入してください。

4. 申請方法

- ・ 登記申請書を1通作成の上、登記原因証明情報として住所変更証明書を添付して、不動産の所在地を管轄する法務局に申請してください。
- ・ 郵送で申請も可能です。申請書を郵送する場合は、「登記申請書在中」と封筒に記載のうえ、簡易書留で送付してください。
- ・ 登記完了後に発行される登記完了証を、郵送での送付を希望する場合は、申請書内の「申請人の住所に送付を希望」にチェックのうえ、簡易書留以上の切手を貼った返信用封筒(宛名記入したもの)を同封してください。
- ・ 代理人の方が申請手続きをする場合は、委任状(16 ページ参照)を添付してください。
- ・ 不動産登記名義人の住所変更登記については、不動産登記法の改正により、住所等の変更登記の申請は令和 8 年 4 月 1 日に義務化されます。ご不明な点は管轄の法務局へお問い合わせください。

5. 留意事項

- ・ 登記記録の住所氏名が、住所変更証明書の変更前の住所氏名と異なる場合は、その移転等を証明するもの(住民票や戸籍簿謄(抄)本)が必要となります。

八王子市の
所管法務局

東京法務局八王子支局

電話 (042)631-1377 (代表)

音声ガイダンスが流れますので、「2番」を押して、お問い合わせください。

(登記に関する一般的なご案内、電話での登記手続案内の予約)

〒192-0046

東京都八王子市明神町四丁目21番2号

八王子地方合同庁舎1階・2階



記載例①

土地建物を所有している場合（単有名義）

ここは法務局が記入します。
何も書かないでください。

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和○年○月○日地番変更

変更後の事項

東京都八王子市 上野町 180 番地 10

申 請 人 東京都八王子市 上野町 180 番地 10

氏 名 本郷 太郎

連絡先の電話番号 042 - 620 - 7334

完了証の受領 ☐ 申請人の住所へ送付を希望

添 付 書 類 登記原因証明情報

住所変更証明書を添付

令和○年○月○日申請 東京法務局八王子支局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号

不動産の表示

不動産番号 123456789
所 在 地 番 8王子市上野町
地 番 135 番 2
地 目 宅地
地 積 123.45 平方メートル

不動産番号を記載すると・・・

【土地】所在・地番・地目・地積

【建物】所在・家屋番号・種類・構造・床面積

の表示の記載を省略することができます。

※不動産番号は、登記事項証明書・登記識別情報通知書・
登記完了証に記載されています。

不動産番号 987654321
所 在 地 番 8王子市上野町
家 屋 番 号 135 番 2
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建て
床 面 積 1階 40.00 平方メートル
2階 38.62 平方メートル

登記済権利証又は登記事項証明書（登記簿謄本）のとおり正確にご記入ください。

他の記入例はホームページに載せています。

提出する年月日

従来番号のまま

新住所を記入

認印でも可
スタンプ形式は不可

記載例②

土地建物を所有している場合（共有名義）

共有の場合、変更する名義人それぞれ記入をしてください。
※区域外の名義人については、申請の必要はありません。住所が変更となった名義人のみ申請が必要となります。

ここは法務局が記入します。
何も書かないでください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和○年○月○日地番変更

変更後の事項 **共有者 本郷太郎 及び 本郷花子 の住所**

東京都八王子市 **上野町 180 番地 10**

申請人 東京都八王子市 **上野町 180 番地 10**

氏名 **本郷 太郎**

連絡先の電話番号 **042 - 620 - 7334**

住所 八王子市上野町 135 番地 10

氏名 **本郷花子**

電話番号 **042-620-7334**

登記原因証明情報

添付書類

令和○年○月○日申請 東京法務局八王子支局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号

不動産の表示

不動産番号 **123456789**

所在 **八王子市上野町**

地番 **135 番 2**

地目 **宅地**

地積 **123.45 平方メートル**

不動産番号 **987654321**

所在 **八王子市上野町**

家屋番号 **135 番 2**

種類 **居宅**

構造 **木造スレートぶき 2 階建て**

床面積 **1 階 40.00 平方メートル**

2 階 38.62 平方メートル

新住所を記入

認印でも可
スタンプ形式は不可

共有で同時申請する場合は、全員の住所変更が確認できる住所変更証明書を添付してください。

不動産番号を記載すると・・・

【土地】所在・地番・地目・地積

【建物】所在・家屋番号・種類・構造・床面積

の表示の記載を省略することができます。

※不動産番号は、登記事項証明書・登記識別情報通知書・登記完了証に記載されています。

登記済権利証又は登記事項証明書（登記簿謄本）のとおり正確にご記入ください。

他の記入例はホームページに載せています。

提出する年月日

従来番号のまま

委任状の作成例

委任される人の住所	委 任 状	委任される人の氏名
私は、 <u>八王子市元本郷町 3-24-1</u> <u>法務 五郎</u> に、次の権限を委任します。		
1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること 5 上記 1 から 4 までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限		
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 記入した日	八王子市 <u>上野町 180 番地 10</u> 委任する人の住所	
	委任する人の氏名 <u>本郷 太郎</u> 委任する人の氏名	本郷
記		
登記の目的 所有権登記名義人住所変更		
原 因 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日地番変更		
変更後の事項 住所 八王子市 <u>上野町 180 番地 10</u>		
不動産の表示	新住所	
不動産番号 123456789 所 在 八王子市上野町 地 番 135 番 2 種 類 宅地 地 積 123.45 平方メートル		
不動産番号 987654321 所 在 八王子市上野町 家屋番号 135 番 2 種 類 居宅 構 造 木造スレートぶき 2 階建て 床 面 積 1 階 40.00 平方メートル 2 階 38.62 平方メートル		

認印でも可
スタンプ形式は不可

連絡用通信はがきについて

同封の「住所変更のお知らせ用はがき」は、お知り合いの方に新しい住所をお知らせいただくためのはがきで、1世帯50枚をお配りしております。これらは日本郵便による通信事務として配達されるため、送料は無料となります。

下記見本を参考に必要事項をご記入の上、まとめてはがきが入っていた封筒に入れ、お近くにある八王子市内のポストへ投函してください。切手を貼る必要はありません。

郵便はがき

通信事務郵便

日本郵便株式会社
八王子南郵便局

【住所表示変更のお知らせ】

東京 五郎 様

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地〇

192 0399

郵便局

新しい住所をお知らせする方の
宛先・宛名をご記入ください。

【住所変更のお知らせ】

八王子市上野第二地区土地区画整理事業
の実施に伴い、一部地域の住所の表示変更
が行われ、下記のとおりとなります。

つきましては、今後、下記の方に郵便物
をお出しの際は、新しい住所をご記入くだ
さい。

記

【新住所のご案内】
郵便番号 192 - 0902
東京都八王子市 上野 町 180 番地 10

氏名： 本郷 太郎

(集合住宅、高層アパート等は階番号、室番号までお書きください。)

ご自身の新しい住所を
ご記入ください。

連絡用通信はがきが不足する場合は、下記郵便局にご連絡ください。

追加のはがきを郵送します。

小門町の方……………八王子郵便局 0570-943-307

上野町・台町の方……………八王子南郵便局 0570-943-096

お問い合わせ先

八王子市役所

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

住所について（上野町・小門町にお住まいの方）

市民部 市民課 窓口・郵送担当 TEL 042-620-7334

本籍について

市民部 市民課 戸籍担当 TEL 042-620-7233

区画整理について

拠点整備部 区画整理課 換地担当 TEL 042-620-7394

法人について

拠点整備部 区画整理課 庶務担当 TEL 042-620-7297

メールアドレス

※翌営業日以降、それぞれの担当より回答します。

Shiminka_Kukaku@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ



ホームページに関係
資料を掲載しており
ます。



上野第二 住所変更

